

令和元年度

倫理に関する特別委員会記録

審査・調査案件

1. 倫理に関する諸問題の調査 1
-

令和元年7月17日（水曜日）

倫理に関する特別委員会会議録

令和元年7月17日 水曜日

午前10時00分開議

午後 0時12分開議（実時間94分）

○本日の会議に付した案件

1. 倫理に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	村川清則君
副委員長	古嶋津義君
委員	大倉裕一君
委員	亀田英雄君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本幸一君
委員	増田一喜君
委員	村山俊臣君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局次長 増田智郁君

○記録担当書記 上野洋平君
土田英雄君

（午前10時00分 開会）

○委員長（村川清則君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから倫理に関する特別委員会を開会いたします。

◎倫理に関する諸問題の調査

○委員長（村川清則君） それでは、本特別委員会の特定事件であります倫理に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

本日は、去る5月30日の本特別委員会において、皆様から提出いただきました八代市政治倫理条例の改正案については、協議のため一旦持ち帰りいただき、意見の集約をお願いしておりましたので、各委員からまず御報告をいただきたいと思います。

それでは順番に、山本委員からお願いいたします。

○委員（山本幸廣君） 最終的にうちの会派がですね、この最後のところでまとまらなかったというのが現状なんです、なかなかですね。まあ、そういう状況であります。まずはですね。

○委員長（村川清則君） 最後のあれというのは、15条。

○委員（山本幸廣君） 15条ですね。

○委員長（村川清則君） 15条。

○委員（亀田英雄君） うちの会派もなかなか話がまとまらなかったんですが、昨日夕方ちょっと会議をしまして、まとまらなかった意見をですね、これは皆さんのもとにお渡ししとっておりますが、私がしゃべる原稿として作成したものですから、その辺は御承知置きの上ごらんいただきたいというふうに思います。

改正案に対するコメントですね。前回提示された改正案に対するコメントということでまとめております。

条例改正に対する考え方です。

前回の会議で条例改正に対して何の動きもなかったんじゃないかという指摘いただきましたが、そもそもこの条例は先人たちが大変苦労の上制定されたと聞き及んでおり、今の段階で特に支障はなく、改正の必要を認めなかったこと

で、私たちとしては改正の案を出しませんでしたということで、申し述べたいというふうに思っています。

改正案が示された順々でコメントを書いております。目的、第1条からです。

政治倫理は議員だけの話ではなく、市民との関係で成り立つものである。そのことを踏まえて現行の条例はつくられているものと推察する。大事にしたいところである。

市民との関係をうたってある現行のほうが良いのではないかと。その関係を外す理由が不明。

その根拠と——その考え方ですね。市政は主権者である市民のためにあるものであり、その市民から信託を受けた者と。信託を受けた者と信託した者は同等の責務を負うものであり、そのことを目的として、第1条に明記することは重要であると考えることによるものであります。

第2条です。「議員及び市長等並びに市民の責務」という部分ですね。これについては、2条の2は残らないということを前提に書いておりますので、御承知置きいただきたいと。

改正案は、「市民の」という部分が抜けている。市民との関係は必要であると第1条でも申し上げましたし、前回制定時の議論も確認する必要があるのではないかと。前回の議論も踏まえて検証する必要があるのではないかとという意見がございました。

第3条の政治倫理基準についてです。「市民全体の代表者として」を挿入するのは可として、「名誉」という部分は必要ではないし、そぐわないのではないかと。「公平は」という部分は必要であるし、「廉潔と公平を損なう」でよいのではないかとという意見でございました。

そして、その下にあったんですかね。その責任を明らかにしなければならないとする理由は何かという意見がございました。

あと15条になるかと思います。市の工事な

どに関する遵守事項です。八代市は議員のなり手不足ということではなく、現在のままの3親等でよいのではないかとという意見がありました。

前回改正時、さまざまな議論があってこのような文言に落ちついたと聞く。今回このような細かいことを定めるのであれば、法的に問題はないのか、専門家に話を聞く必要はないのかという意見がございました。

視察のときも裁判のことを心配されて話をされたように記憶しています。また、このような条例が発効できるのかという心配する意見もありました。上位法との整合も図って確認していくことが必要ではないかとという意見でした。

あと16条、関係私企業の届出という部分です。議員による行政の私物化を防ぐということの意味がわからないという意見がありました。何のための制定、何を補完するものか不明という意見がありました。

私のメモがわりという部分を提出したことでありますので、重ねて、言葉の使い方という部分については御理解いただきたいなど。審議するに当たって出した部分でございますので。昨日の会議をまとめたという内容でございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 今、うちの会派の亀田代表のほうからコメントという形でまとめて、本委員会に提案をして、説明をしていただきました。我々の意見というのは、今の代表の説明の中に含まれておりますので、私からは補足する内容はございません。

○委員（村山俊臣君） 前回の委員会前の5月17日までに自民党3会派でそれぞれ話し合いまして、その後17日に提出させていただきました案を橋本団長が提出されたわけですが、その後、各会派話し合いまして、このままのとおりでよろしいのではないかとということで進めておりますので、私は前回同様の提案案でよろしいかと思います。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 今、村山委員が話しましたが、後で橋本委員のほうから総括といえますか、説明があるとは思いますがけれども。前回同様、またですね、ここはしっかり議員が日ごろですね、襟を正すというところの話ですので、きちんとした形をやっぱりつけるべきであって、なぜこれにいろいろ、ああでもない、こうでもないというのが、まあ議論は議論としていいんですけども、単純にシンプルにわかりやすいまともな話ですので、それでぜひ進めていただきたいという意見が多数、全てであります。

以上です。

○委員（増田一喜君） うちの会派で話して提案していることでいいとは思いますが、この意見として1つ、3親等でいいのではないかとしとるけども、地方自治法では2親等としているから、ここはそれよりも厳しくしてありますけれども、果たしてそれが効果をなしているのかなということから考えると、2親等に緩和しても差し支えないんじゃないかなというところがありますけれども。

とにかく、議員が自分の立場をきちんと自覚して、市民から疑義を持たれないような行動をするように。本来であれば、それは自分の胸の内できちんと正しとかなければいいんですけども、できない場合があるということを想定するんでしょうから、こういうふうに明文化するんだと思いますので。できれば提出の提案どおりでいいんじゃないかなと私は思います。

以上です。

○委員（中村和美君） 私も今、村山委員のほうがいましてとおりで、みんなで検討したわけですが、以前の倫理条例でいいのではないんだろうかと私も思います。余りにも厳し過ぎると、今度は議員の活動にも制約が出ますし、そちらだけを考えて活動するというのも、またこ

れは議員としていかなものかと私は思いますので、ある程度はおおらかなる規制ということで、今までの政治倫理条例がいいんじゃないかというふうに思います。

今、増田委員言いましたように、現在、3親等までのというようなことでございますが、そこは議員さんですからしっかりと守っていかれると思いますので、現在のまま、2親等という意見もありましたけど、少しは厳しいところもあっていいんじゃないだろうかと私は思いました。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 私も最初の前回申し上げましたが、八代市政治倫理条例というのは、合併時何ら議論もなく、そのまま横滑りですんなりこの条例が生きてきたという、その流れの中で、過去にも幾度かこの条例に反するという事で議会の紛糾等もあったわけです。

しかし、その中で条例の内容についての議論はその間もなされなかったということで、今回は非常にいい機会かなという思いで、前回の議運による視察もございまして、ここでまた一度改めてですね、自分の、議員自身の自覚を高める上でも、市民の皆さんにもわかりやすく、その辺を条例を一回見直してみたらという、その思いの中での今回の提出でございますので、そこは十分理解していただきたいと思います。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 今、橋本幸一委員が言われたとおりであります。特に、15条について、改正案として、関係私企業の届出ということが追加をさせていただいておりますが、特に議員による行政の私物化を防ぐために補完をするものである。まだ御記憶にあらうと思いますが、熊本市某議員さんが兼業の禁止とかいろいろ言われて、いろいろあったようでありますし、また私自身も、体育協会NPOの時代、顧問というだけで、いろんなことを言われたこと

もありますので、この辺のところはやっぱりそれに当たるのかなと思っておりますので、私自身のこともありましたものですから、特にこの辺は強調させていただきたいと思います。

○委員長（村川清則君） ちょっと小会します。

（午前10時13分 小会）

（午前10時14分 本会）

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

それでは、ただいま皆さんから報告がありましたが、何か質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） ないようでしたら、改正案が出されました条項について、順に質疑、討論を行いまして、それぞれの条項についてお諮りしていきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） 異議なしということでございますので、そのように進めてまいります。

それでは、第1条について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 先ほど、コメントのところで読み上げましたようにですね、「市民との関係」という部分が抜けるような気がいたします。市民との関係を抜かれたということであればですね、そのことの理由をお聞きたいなと。そのようにお見受けするものですから尋ねるものなのですが。先ほど申し上げたとおりでございます。

○委員（橋本幸一君） 市民全体の奉仕者ということをやっている中で、私は市民との関係を切れてるとか。どこの部分でしょうか。

○委員長（村川清則君） 「市民の市政に対する正しい認識と」という部分ですかね。

○委員（亀田英雄君） ですよ。そこが抜け

とるけん、そこを落とした理由というのがその関係ですたいね。その部分を、市民との関係と表現してみたんですけど。

○委員（成松由紀夫君） これは解釈、取り方、理解の問題なので、市民との関係を絶っているようには私はなっていないというふうに思います。先ほど橋本委員が言われたように、「市民全体の奉仕者」という部分で、既に市民との関係というものは担保されているというふうな、うちの会派では理解でしたので。それはもう後は解釈の問題ですから、私は改正案の部分で網羅しているような気がしますし、どうしても納得がいかない「市民との関係」の文言をとということであれば、具体的に提案していただければ、できるのかできないのかということで、話が早いと思うんですけども。よろしくお願いします。

○委員（大倉裕一君） 改正案のほうについては、対象者が市議会議員並びに市長及び副市長ということに限定をされた文になっているんですよ。そうなってしまうと、市民というところが抜けてしまうというふうな見解であります。

○委員（橋本幸一君） それは1つの対象者であって、議員という。

それが対象者であるのは、もう当然ですよ。これはもう全てそれを対象者として、今回のこの八代市の政治倫理条例はつくってあるわけだけんどすね、対象者は。

ちょっとよかですか。その中で、議員というのは、市民の結局負託を受けた代表者であるちゅうことは、同じ市民の私は一員としてそこは捉えていいんじゃないかなという、今回のこれはもう改正案についてはつくってあるわけだけんどすね。

そこは今、全て一心同体であるちゅうことを基本に置けば、余り問題はなかじやなかかなという、私は理解しとるとです。

○委員（中村和美君） 私はその前に。1条の文言でも、「市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し」というところで、市民の立場というか、存在というのはこれでいいんじゃないかなというふうに受け取ったわけでありまう。

○委員（成松由紀夫君） 現行でもですよ、この条例は云々で、市議会議員並びに市長及び副市長というっていうことでしょう。改正案もそれがあつた上に、さらには、市民全体の奉仕者ということで、市民との関係をしっかりとらうたつてあるわけですから。現行と同じ頭出しの文言だけん。関係が切れているというふうにはならん。そこはもう後はお互いの解釈の問題じゃないんですかね。見解の相違という。

○委員（大倉裕一君） 見解の相違が出ないような条例文に、そこは整理をしていくべきだというふうに思います。（委員成松由紀夫君「じゃあ、具体案は」と呼ぶ）（委員橋本幸一君「対案ばちょっと。この文言でどうですかちゅうとば」と呼ぶ）対案を求められたということで、持って帰ってから検討させてもらわんと。

○委員（亀田英雄君） それはあかん。そういうことなら、その部分については、持ち帰ってしっかりしたものを持ってきます。

○委員（成松由紀夫君） またこの持ち帰り、持ち帰りちゅうか、結局、コメントがこうやって、考え方が出されているということであれば、持ち帰るちゅうよりも、このコメントに裏づけが、具体案まであるはずでしょうから。そぎゃんやって、持ち帰り、持ち帰りですすね、また時間稼がれても。これは見解の相違の問題ちゅうことであれば、やっぱりもう進めていただかないと。そんな難しい話じゃないと思うんですすね。

結局、この政治倫理条例の話というのは、例えば、市長、副市長並びにというような文言もあつたすけど、これはもう後は議員それぞれの

資質というか、取り方の問題で、市長あたりも政治倫理をしっかりとめとんなるから、自分が義務規定ということで、自分の家業のほうも畳まれてるような経緯もありますすよね。

だけん、やっぱりその辺は条例を決めても、後はそれぞれの考え方とか出てくるので。対案なくて、我々が出した改正案についてコメントだけ出して云々でまた持ち帰る、持ち帰るというのは、私はいたずらに時間をかけるだけではないかなと思いますので。ぜひもう進めていただきたいと思います。

○委員（亀田英雄君） 市民との関係とは大事な部分と思うとすすよ。それは、だけん抜けることがおかしかつて今指摘したわけだけん、出せというなら、またしっかりしたもの持ってこんばん。だけん、前回ののでよかと言ひよつとすすよ。そのままでよかと言ひよつとすすよ。

○委員長（村川清則君） 現行でいいということすすね。

○委員（成松由紀夫君） 対案はね。

○委員（亀田英雄君） 対案というか、変える必要はないという話をした中で、こばまた、こつちも含めてそう持ってけという話なら、正確に出さんばん。もともと一番初めにこだわった部分は改正の必要がないというところを出された部分についてコメントを出したというスタンスすすけん。そういう意味では、何回も申し上げたと思います。

今、最後で対案って、こつば整理して、対案というんであれば、また持ち帰り以外なかですすよ。いたずらに時間を稼ぐという話じゃなくて、あつて、まだこのことに対して1回目じゃなかですか。時間稼ぐも稼がんもあつて、よかものばつくるためにあつて、時間かける必要があるんでしょう。市民との関係っていうたら大事な部分すすよ。

○委員（古嶋津義君） 第1条というのは、この趣旨がすすね、市政が市民の厳粛な信託によ

るものであることを認識し、そしてその対象というのが、市議会議員と市長及び副市長ということになっておりますので、市民という文言は私は要らないのじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（村川清則君） 市民とのことがないがしろにされているというようなふうには私はとれんとですけどもね。改正案。

○委員（橋本幸一君） 現行については、市民もちゃんとしっかりせいよという、そういう内容に聞こえるんですが。改正案というのは、市民というのはかなりの、そういうことが今きてきたから、醸成されて、ある程度市民のレベルも私は今上がってきておると思うんですね。その中で市政に対する市民の信頼というのは、ちゃんと市民の目線があるから、市民の皆さんの信頼に応えるような、公正で開かれた民主的な政治。私は時期的にはですね、これはもう何年も前に制定された中で、市民のこれでは、ちゃんとした認識と自覚を持ってくれというようなことをうたっておるわけですが、もうある程度市民のスキルも上がって、ちゃんとそういう一達したと。

その中で、次は、市民の信頼に応えるようにしっかりせいという、その中で、私はある程度、これは一歩進んだ中での改正案と私は見てとれるんですけどですね。

○委員（亀田英雄君） 一歩進んだという話なんですけど、市民との関係というのは変わらない関係であるためには、しっかりここに明示すべきですよ。そういう意味で申し上げました。

○委員（橋本幸一君） これはちゃんともう、うたっとるじゃないですか。市民との関係はしっかりしとるって。だから、負託に応えるようにしなさいという。これは私たち議会、それから特別職に対する、何て言いますか、強い提言ですよ、これは、市民からの。誰から見てもそ

うですよ。

○委員（大倉裕一君） 市民のほうも議員に対して、度を越えた要求をしてはならんというようなことも中にはあるわけですよ。そういったところをやはりきちっとこの目的の条文のところではうたっておくべきだと、私はそういうふうに思ってます。

○委員（中村和美君） 度を越えた市民の要求って、度を越えたちゅうのはどこまでが度を越えたかというのが、要求がわからないわけで、僕はもうすかっとこのようにして、市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれたという文言のほうがかえって市民のためにも行政が頑張っている、三役が頑張っているという意味ではいいんじゃないかなと。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。市民の度を越えた要求っていうこと、これは政治で言ったら論外ですよ、やっぱり。それは断らんといかんですよ。（「断らないかん、議員は」と呼ぶ者あり）それは、大倉委員言うところが間違ってる。（「上から目線だん、そら」と呼ぶ者あり）これを持ってくれば、もうめちゃくちゃになってしまうですよ。（「間違っちゃおらんですよ」と呼ぶ者あり）いやいや。それは論外でしょう。

○委員（成松由紀夫君） 今、言われているようにですね、それはもう論外で、そこは議員がみずから精査すべき話で、度を越えた要求ばしちゃんらんとかというのが、この政治倫理に、その文言ずばりじゃなくて、それをオブラートに包んで入れ込むようなこと自体が私はもう論外と思うとですよ。市の政治倫理条例ですから。市の政にかかわる負託をもらった議員としての、そしてまた市長であったり、公選で選ばれた人間の条例ですけん、度を越えた市民の要求なんちゅうことが、これがちょっと表に出たときにですよ、市民の皆さんから、実はこの条例についてはですね、政治倫理条例だけじゃ

なくて、兼業禁止であったり、いろいろな御指摘もあつとつとですよ。そういう背景もあつた中で、やはりもうきちっとした形で、しかも、余り一言一句いろいろ言われるようなことじゃなくてね、一番シンプルでわかりやすくしてるやつですので、第1条のこの辺から引っかかってくれば、ちょっとこう、なかなか見解の相違だけで済むところもあると思うとですけど。

ただ、これだけシンプルなものに対して、市民が切り離されてると。それは、後はそれぞれの解釈と言ひ方、取り方ですけん。一番シンプルなものなので、進めていただきたいと思います。いろいろ言うとか苦しかもん。

○委員（亀田英雄君） シンプルって言うばつてんですたい、それは一番大切なところで、さっきから申し上げとつとですが、市民との関係というのは大事なところだと思います。（「それは当然ですよ」と呼ぶ者あり）だけん、市民と——。よかですか。「市民も市政に対する正しい認識と自覚を持ち、清浄で」という部分はいい文言じゃないですか。それば抜くつていうとが。で、市民との関係をうたつてあるつて言いながらも、「並びに市長、副市長は」という、限定されている表現になつとるんですよ、改正案というのは。だけん、そこの部分について、「市民も市政に対する」というところは、必ず必要じゃないかなという意見なんです。そこは大事にしたい部分だということ、前回も審議されたんじゃないかなろうか。何のことも、よう読んでいけばですたい、ここが一番肝ですもん。

○委員（増田一喜君） 八代市政治倫理ちゅうの、これは行政の人間、それから八代市議会議員ですね、それに向けた制約であろうと私は理解しとるんですよ。市民に向けた制約じゃないんじゃないかなという気はするから。別にここで書いてあるように、市政が市民の厳肅な信

託によるものという、その中でこの特別職なんかをしてる。

もちろん、この中には、「職員」というのはありません、文言は。ないけれども、当然、職員もこの政治倫理規定には従うのが普通じゃないかなと。あえて文言はなくても、皆そうしてると私は信じておりますけれども。

だから、別にそこに今までのやつで、市民の市政に対する正しい認識と自覚を持ち、清浄で云々、というその言葉が抜けたとしても、最初に市政が市民の厳肅な信託と、当然、市民もそういうことは自覚されていると思いますので。別段、切れたというような認識はありません。だから、このままで、新しい改正案でいいんじゃないかなというふうに考えます。

○委員（成松由紀夫君） 今、亀田委員の話の市民も市政に対する正しい認識と自覚を持ち、と。これが肝ですよというような、今さっきの御意見だった部分で言ったときにですよ、仮に100歩譲つたとして、改正案ですよ、市政に対する市民の信頼に応え、その後なんですたい、市民も市政に対する正しい認識と自覚を持ち、公正で開かれたというような形にすれば、肝が抜けないということには成り得るんですかね。

もうそれだったら、今の、この市民も市政に対するつていうところが関係切れとるとか何とかで、これが肝なんですよ、現行のということをおっしゃつたので、じゃあ、その文言をそのまま、市民全体の奉仕者として自覚と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、ここで、市民も市政に対する正しい認識と自覚を持ち、公正で開かれたということが入ってくれば、どうなんですか。

○委員（山本幸廣君） 今、成松委員が言われるのも、それはもうもつともです。（委員成松

由紀夫君「妥協案で言えばですね」と呼ぶ) 妥協案じゃなくしてから、今目的の中です、お互いに議論していくというのは大事なことだと思うんですよ。その中です、現行のところで、市民も市政に対するというところからスタートするじゃないですか。市民も市政に対して。これが、今回の改正としては市政に対する市民ということで、そこらあたりが少しニュアンスというか、取り方というのが変わってきておるもんですから。

私が言うのは成松委員が言われたように、それを前さん持ってきて、現行の市民も市政に対する正しい認識と自覚を持ちということのほうにしたほうがいいんじゃないかなと思うばってんです。淡泊で。市民も。(委員成松由紀夫君「今、私が言うたところでしょ」と呼ぶ) そうそう。それを前に持ってきて。今、議論する中で、そういうふうにちょっと感じたものですから。(委員成松由紀夫君「亀田委員、どげやんですか」と呼ぶ)

○委員(亀田英雄君) こん、難しく――。

○委員長(村川清則君) 小会しましょうか。
(午前10時33分 小会)

(午前10時55分 本会)

○委員長(村川清則君) 本会に戻します。

○委員(成松由紀夫君) 小会中にもいろいろな御意見があつてですね、第1条の目的の部分に市民への表現というか、そういったこともあつて、妥協的な話もあつたんですが、第2条の2で大倉委員の主張であつたり、亀田委員が言われた部分も補完できるというふうな認識も得ましたし、この改正案についてというのは、この倫理条例の倫理に関する特別委員会をつくったときに、最初にそれぞれの会派に現行に対して改正する部分というのは、委員長がお願いされてですね、その中で、いきなり自民党の改正案がぼんと出てきたわけじゃなくて、そ

れぞれ会派が1回改正案を何日までいついつ出してくださいねということで、議員団会議をうちは重ねてきました。その中で、改正案が出ましたし、その改正案に対してですね、きょう改正案に対するコメントということと言われましたが、これはうちの改正案に対するコメントということじゃなくてですね、その前にやっぱり自分たちも対案を出してっていうふうにしないと、改正案に対するコメントって、文言とかをいちいちいちいち揚げ足とられるかのようになり得る話でもあつて、今、小会中の話を一旦聞いた中でも、これはシンプルに政治倫理、議員と市長、副市長が襟を正すか正さないかっていうだけの話です。

そこに市民のほうの表現を使って、市民の皆さんを巻き込むじゃなくて、それは市民目線で市民ありきでの負託をいただいた議員さんたちみずからが襟を正す。他自治体においても、こういった政治倫理系条例の話は、やっぱり革新系もですね、議員さん方が積極的に取り組んでおられるのがこの間の議運の視察でも、発言された議員さんが説明されたような自治体もございました。

そういうところで、我が自民党もですね、改正案ちゅうのはしっかり精査して、法的根拠なり何なり整合性も含めて、3回も4回も会議してですね、今の中ではこれがベストではないかということで橋本代表が提案されたようなところでございますので。これをいたずらに時間をかけてですね、文言一言一句をああでもない、こうでもないっていうような話ではないと思いますので。ぜひ一つ一つですね、お諮りしていただきたいというふうに思いますので。議事進行をよろしくお願いします。

○委員(亀田英雄君) この改正案って、特別委員会の話もなんですが、改正案については、何で出さなかったかという話は、もう前段で一番初めに申し上げましたし、改正の必要は認め

なかったという部分で出さなかったということは申し上げました。重ねてですね。

今回、第1条の中でコメントという、揚げ足をとるって話じゃなくて、必要がなかったから出さなかったということであって、そして、改正案が出てきたから、それに対してコメントを差し上げたということでございますので、その辺は御理解いただきたいと。

市民との関係というのは、先ほどから何回も言う話なんですけど、目的にしっかりうたっておくことが大事であって、そこでこの条例を作成されたときの苦労がかいま見えるという話をもう一番初めにしたかと思いますが、そこが肝だと思うんですよ。市民との関係をですね、政治倫理は議員だけの話じゃないと。それも律すればよかって話なんですけど、議員とのだけの話じゃなか話なんです。市民との関係で成り立つものということもですね、あえてここでうたっておく必要があるというふうに考えるものですから、このような話を申し上げた次第です。大事な肝の部分ですよ。目的なんですから。

ここでいたずらに時間をかけるという話じゃなくて、条例の目的という部分はしっかり押さえておくべきだというふうに考えます。

だから、持ち帰りという話はそこで申し上げた次第でございますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

○委員（橋本幸一君） 第1条の部分でだったんですが、この現行の中で、ずっとしっかり読んでみますと、まず、冒頭、「この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市議会議員並びに市長及び副市長」という、やっぱりこの三者に対して対象者を決めてあるわけです、目的というのは。最初の冒頭ある、「市政が市民の厳粛な信託によるもの」、これはもう一番基本になる部分なんですね。この人たちに対してっていうことをしっかり議員、市長、副市長っていうのは

負託に応えるよう、それぞれ自分を律してやっていただきたいという、その目的があるわけですから、最後のこの目的の冒頭に、「市民も市政に対する正しい認識と自覚を持ち、清浄で」という、結局、この部分というのは、市民の責務の部分に私は入ってくるんじゃないかなという思いがするわけですね。

結局、ここはもう当然分けて考えるべきだということで、そういう意味からすれば、この改正案というのがシンプルで、市民の皆さんにも私はわかりやすいと思うんですね。結局、市長、副市長、議員のどういう姿勢でこの市政に臨まなければならないかという基本的なものがうたわれとるもんですから、その部分については、しっかり市民の皆さんにも理解できるし、私はもう改正案というのが変えるべきと思います。

○委員長（村川清則君） 意見も、もう出尽くしたと思いますので。

○委員（増田一喜君） 政治倫理の条例ちゅうのは、これはそもそも何でできたのかという。そういうこと、市民がどうのこうのと言うんじゃないくて、市民から議員の立場、それから行政の特別職なんかがおかしいよ、あんたたちおかしいよって言われてきて、それを自分たちで直すためにこれでき上がったんじゃないかなと。それを言い出せばね、そもそも論に帰っていけば、じゃあ、市民もちゅうことは、もうもともと法律にうたってあるんだから、わざわざ条例まで出す必要はなくて、もうなくてもいいんじゃないかということになりやあせんかなと思うんですよ。

じゃなくて、やっぱり自分たちの市政ちゅうのは、市民に対して、私たちはこうやって、皆さんのために頑張ってるんですよちゅうことを示すために文言にあらわしたんじゃないかと思うから。市民を市民って言うんじゃないくて、自分たちが市民に対して、どういう正しい、公平

にできるのかと、公平、公正にできるのかということをここにうたい込んでいくちゅうのが一番大事なことじゃないのかな。

そのために、最終的には、市民の皆さんもこれ頑張ってるからそれに協力するような形で、この市民の責務というような形で、ぽんとうう1つだすぐらいの程度でいいんじゃないですかね。

現行だってそうでしょう。工事を請け負うときに、3親等以内は辞退するように努めなければならぬとかありますけれども、何で努めなきゃいけないの。それを議員に対して言ってるのであれば、議員がそれを説得して、おい、引いてくれんかいと。やめるようにしてくれんかいという話をせないけんとかじゃないかな。市民に対して言うんじゃないんだろうと。市民はやっぱり生活の糧があるんですから、どうにかして仕事をとりたいたいという、そういう気持ちはありますからね。それをやっぱり説得するのが議員の務めじゃないかなと。逆に言ったらですね。

だから、これをするのは、市民、市民じゃなくて、我々がどうあるべきかということをやうべきであると、私はそう考えています。だけん、これで進んでいったらいいんじゃないかなと思います。

○委員（成松由紀夫君） 今、増田委員が言われたところが非常にシンプルで、現行の目的とこの改正案は冒頭と結びのところがちゅうのは全く同じです。大前提が、もうこの条例は「市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市議会議員並びに市長、副市長」と。これは、現行の文言と何ら変わりません。

結も変わりませんし、そこに、市民、市民という文言がですね、入らなくても先ほど委員長がおっしゃられたとおり、「公正で開かれた」というところできちっと網羅されてますので。もうぜひ採決で進めていただきたいと思います。

す。

○委員（中村和美君） 皆さんに改正案というのは出してくれということになって、自民党が一生懸命頑張ってやったのがこの改正案でございますし、他の会派からは出てないような状況で、今になってこういうので、何か自民党の改正案に対して、反対みたいな書類を出してもらうのは、その前になぜ改正案出してくれというときにしなかったのか非常に残念であるということでございますので、私はもう肅々と進めてほしいというふうに思います。

○委員（山本幸廣君） 今、中村委員が言われたのはですね、私たちの会派も出さなかったと、審議しましたよ。前の、現行のほうがよかったけんでから、変える必要はないというような状況ですね。ただ、2親等、3親等についてはうちはあれですよ。違いますよ。それはもうずっと議論した中で。

はっきり言って、私の会派のところは、これはもう目的も含めてですけれども、今それが議論されて、自民党が出されたこれについての議論をしようわけですから。出せばよかったたい、出せばよかったたい。現行を審議したところが現行のほうがやっぱりこの目的のところについてはよかったと、うちは出しとらんわけですから。

○委員（中村和美君） それは、山本委員ね、だから出さなくてもいいわけですよ。別に反対するところがなかったら出さなくていい。ただ、それに異論があれば、出してくれっていうのが委員長の命令であったわけですから、今、委員が言ったのは間違いのないわけです。それでいいわけです。

ただ、少しぐらいの2親等、3親等か、これぐらいやったら、ここで協議ぐらいいはできるんですが、全体的な話で、流れはちょっとおかしいんじゃないかっていうのが私の言い分です。

○委員（古嶋津義君） 私はですね、まず、こ

の政治倫理の文言であります、他市の状況を見ますと、市議会議員の政治倫理条例というふうになっております。あくまでもこれは市議会議員。そうすると、八代市の場合は、市議会議員と市長、副市長ということになっておりますので、八代市政治倫理条例というふうになったんじゃないかと、私は深読みをしております。

その中で、あくまでも自分を律するというところで、改正案が出されておりますが、私はそれで結構だろうと思います。

市民の部分については、第2条に、議員及び市長等並びに市民の責務というところで明記してございますので、私はそれでいいんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、この委員会をですね、次から次に先送りするのも結構であります、今の韓国と経済産業省と一緒にじゃなかですけど、もう言った、言わんとと、とうとう先に進みませんので、どこかでは区切りをつけなければいけないというふうに、副委員長としては思っております。そのように補佐をさせていただきます。

○委員長（村川清則君） もう質疑も出尽くしたと思いますので、これから採決いたしたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

○委員（亀田英雄君） 持ち帰りという話ば意見として申し上げたと思うんですが、それについてはどうなされるんですか。

○委員長（村川清則君） じゃあ、それは諮りますか。（委員亀田英雄君「それは、あんまり強行だもん、委員長」と呼ぶ）いや、強行でもなかですよ。

○委員（山本幸廣君） 持ち帰りの話も出ておるわけですが、要は、きょうは、目的だけで審議を終わるということじゃないのが、委員長の諮りの中でですよ、審議する中で。次ばずつと行く中でですね、はっきり言って、これについては採決しますよと。1条の目的については採決しますよと。2条については採決しますよ

と。もうこういうことじゃなくて、いろいろな議論があった中でですね、最終的にはどうするかということですね、みんなで議論をして、そこではっきり言って採決をするということの計らいをしていただければいいんじゃないかと思えます。

じゃあ、1条だけ採決しなさいとか、2条だけ採決しようとかじゃなくしてですね、やっぱり最後に。

○委員（成松由紀夫君） 順番に行きますよで異議なしだったでしょ。

○委員（亀田英雄君） ばってんですたい、そげんした話で申し上げとるじゃなかですか。結局、全部きょう終わってしまうっていう話。そげんでもなかわけでしょうあってんが。結局、残っとなら、その機会を与えてもらうことは、悪か話じゃなかでしょうもね。いいものをつくりましょうっていう話なんですから。

○委員（橋本幸一君） 今回、議論すること、最終的にはやっぱりまた同じ平行線だったならば、もうこれまでの、ある程度お互い今話してみて、私は見えてきたと思うとばってんですね。

結局、もうみんなからここは負託されてくるわけでしょうけん、そこを持ち帰って、またみんなと協議してからちゅう、それじゃなくて、もうある程度、部分については自分たちの判断でっていうことも必要になってくるけんですね。ときと場合によっては。（委員亀田英雄君「だけん、持ち帰って、ここば入れた部分ばつくってようかなという話しよっですよ」と呼ぶ）結局、その中に、市民ば入れるっていうこととは、私が今――。先ほど私が発言いたしましたが、この部分については、「市民の責務」っていう部分が入るとるから、これは、私は外すべきだということです。

市民っていうのは、最初、冒頭、市政が市民の厳粛な信託によるものであるという、ここに

ついては、非常に重きものがある。市民との非常に、何て言いますか、最終目的である部分って思うわけですね。そこについては、強いこのつながりがここにあるわけだから。そこについて、あえてまた「市民」という部分ば、この文言の中にこういう目的ですね、また入れるのは私はいかなものかなと。これ入れること自体がおかしいんじゃないかということをおっしゃっていただけですが。これについて反応がなかったから、結局、それがまた入ってくれば、次回も同じような議論になってくると思うとですよ。

○委員（成松由紀夫君） 要するに、繰り返し、繰り返しってということで、現行案がいい、だから代案は出してないんだと。現行案なんだ、現行案なんだってということでおっしゃられる部分の中で、うちの自民党の改正案はですね、より襟を正す、そういう改正案になっておると私は認識してるんですね。

だから、より襟を正すものを、いや、もっと現行のちょっと緩い感じでっていうような話になると。我々が出さなかったのは、もう現行案がベストなんだという話で再三されとるわけですから。

いや、改正案がやはりより襟を正している、律している、やっていこうよっていうことの、これも歩み寄りっていう部分で、先ほど小会を委員長がとられて、冒頭、一つ一つ審議していきますよと。歩み寄りが見られればという小会中の話で、そこでもう現行案なんだ、現行案なんだということも確認できた以上は、やはりもううちはこの改正案が市民の皆さんに対してもですね、議員みずからが襟を正す、律するということで、再三、再四会議を繰り返して、改革・市民の皆さんにしても、未来の皆さんにしても、現行案なんだということが結論に至っておられるわけですから。もう肅々と一つ一つ、また採決、審議していったら、先ほど委員長、副

委員長が冒頭に言われたような流れで進めていただきたいと思います。シンプルに。

○委員（山本幸廣君） 成松委員が言われたことはわかるんですけど、私は現行案に（聴取不能）現行案ば、大概ですね、議論してわからず人もおらした、わからずさん人もおらした。議員の中でですね。そういう中でもですね、やっぱりどうしても最終的にはですね、現行のままで行こうやという形に未来としては固まったんですが、今、自民党が対案出されて、改正案出されたもんですけんでから、それについて今議論をしとる、審議をしよるということのですね、理解をしてください。

対案はですね、はっきり言って、法律家なり、いろんな専門分野にこば持っていったらですね、出してから聞いてくれば出さるつとですよ。だけど、やっぱり本当我々議員ですからね。議員みずからがさっき言われた襟を正す中でも、倫理という中でですよ、八代の倫理をどうするかというのは、これはやっぱり橋本委員が言われたように、新しい年代も変わってきたけん、今、現況に合うような条例をつくろうということで議論しよるわけだけん。そこらあたりについて、自民党は対案出してきとるわけですから、これについてもどう審議するかということとはですね、審議をせないかんわけです。そして、最終的にどうまとめていくかということの流れをですね、委員長はひとつつくっていただければですね、必ず私はいいほうにまとまっていきたいと思います。

○委員（橋本幸一君） 今、1条にあんまり話がちょっと広がり過ぎとるみたいな感じがすつとですが、1条の部分に限定して言うならですね、今言えるとは、結局、「市民も市政に対する正しい認識と自覚を持ち」、これらの文言を入れるか外すかという、そのへん言いなつとでしょう。どぎゃんですか。（委員成松由紀夫君「もうそやんじゃなかでしょう」と呼ぶ）

○委員（亀田英雄君） そんな感じですよ。市民との関係をしっかり明記するべきだという話なんですよ。全然違う、風景——全然見方が違うとですが。

○委員（橋本幸一君） 結局、それによって、そこに見解の相違があるわけで、私たちは、公正で開かれた部分ということで、その部分が網羅されているということで理解するとですが、市民との関係がですね。何回も言うように、正しい認識と自覚を市民に持てちゅうことは、これは責務なんですよ。責務の部分。だから、これは2条に私は譲ってですね、この部分は本来私は外すべきだということをすれば、この改正案というのが非常にすっきりしてくつとですよ。

ここはあんまりにも市民の部分ばうたい込んどうから、冒頭は、市長、副市長、議員というこの三者に対しての対象者になつとつとですが、最後のほうに市民がまたここへぽつと入ってきたと。そうだったら、非常に何か理解に苦しむ部分があるから、ここは私は1条として切り離して、下のほうに、責務に持って行って、そうすればこの改正案のほうがすっきりするんじゃないですかということですつと言いよつとですが。

その辺ばですね、市民の関係っていうとば、公正で開かれた部分に入れ込むような手法は、考え方の転換がでけんかなという。その辺でないと、あんまりここばまた市民が、市民がということば、冒頭のこれがあるから、私はここで担保とれとつとと思うとですよ。そこの議論が結局なかれんで、また文言の中に入れよう、入れようってなれば、今回、次回も平行線になるけん、そこは無駄って言つとるとですね。

○委員（亀田英雄君） だけん、市民の責務ということについてここで振ったけん、それだけ議論が深まったわけでしょう。要はそば外せば、見たばかりじゃ絶対わからんごととなつと

ですよ。目的とですよ、市民の責務ですけど。もともと全然違う話。下で市民の責務をうたうという話じゃなくて、条例の目的なんですから。特に市民との関係を外すっていう、それはこの条例のまた趣旨の全然変わってくるですよ。

○委員（橋本幸一君） その部分がですね、市政が市民の厳粛な信託というか、ここは市民の大切な責任が問われるわけですよ。責任が。信託。（「責任じゃなか」と呼ぶ者あり）いや、責任が問われるわけですよ。だから、その信託をするためには、市民の責務があつて、流れとしては一番いいじゃないですか。（「責任逃れだ」と呼ぶ者あり）私は一番すんなりいっと思ふがな。

○委員（中村和美君） 何度も言うようですけども、この八代市の政治倫理ちゅうのは、市長及び市議会議員、選挙で上がってきた、皆さんから選ばれた人たちの責任問題であつて、下に今、亀田委員が言いよつたけど、市民のですね、責任というのは市民の責務ということで、2条に上がってきてるから、僕はここでぜひ理解していただきたいというふうに思います。

これで持ち帰りとなつて、また言ってもらつても。この現行に書いてある2条、これもすばらしい。これがどうせ結論とすれば、亀田委員たち、代表がおっしゃった考えがこのまま載っておるからですね。僕は持ち帰るよりも、ここで2条を認めてもらつたら、すんなりいくんじゃないかなと。市民に対してもですね、と思います。

○委員（亀田英雄君） 何ていいますか、条例ですけど。条例ばつくる話ですけど。目的というとば一番初めにうたうとですよ、いっちょ、いっちょ違う話なんですから。2条にこんの来とるけんよかつて話じゃなくて、目的は何かというところがすたい、しっかりうとうとかんばわからん話ですけど。

だけんが、市民という部分はあえて出さんと明確化でけんじゃなかですか。っていうのが私の話ですたい。

○委員長（村川清則君） 市民の責務といいますか、亀田委員がおっしゃることも先ほどから申しておりますように、公正で開かれたという文言で十分カバーできるとも思いますし、先ほど橋本委員がおっしゃったように、責務の２項で市民のこともございますので。もう議論も尽くされたと思いますので。

○委員（山本幸廣君） ちょっと小会してくれんですか。小会ば。（委員橋本幸一君「今のまま、恐らくまた時間が、平行線ですよ」と呼ぶ）そこらあたりを考えるけん、ちょっとよかですか。ちょっと待って。

○委員長（村川清則君） 休憩します。
（午前１１時２０分 休憩）

（午前１１時２６分 開議）

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

それでは、質疑も意見も出尽くしたと思いますので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（亀田英雄君） 先ほどからいろんな申し入れをしようとですが、採決になりそうですので、あえて意見を申し上げたいと思います。

第２条で、やっぱりまた市民というところが出てくっですよね。目的の中で市民との関係ばうとかんばこれ出てこんわけですよ。そういう意味で、市民との関係をしっかり目的の中であっておく必要があるというふうに再三申し上げとるわけですたい。その後に市民との関係があって、うたいならんですもん。そういう意味で申し上げとつですけんが、私たちは条例の専門家じゃなかつですけんが、出されてそればここで採決するというやり方は余りにも拙速に過ぎつとじゃなからうかというふうに思いま

す。だけん、その辺の兼ね合いをもうちょっとしっかり精査すべきだというふうに思うんです。

重ねて言いますが、１条の中で市民との関係ばうとかんば、次も市民なんていう言葉は使われんとですけんが、という意見です。

○委員（成松由紀夫君） 市民との関係性、市民の文言については、第１条に、市民の厳粛な信託でありますとか、それと今までの議論の中で第２条の中に、市民の責務というところの第２項の議論もしっかりできたというふうに思いますし、公正で開かれたというような文言も含めてですね、一定の議論が尽くされたと思いますので、よろしくお取り計らいのほどお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） この政治倫理条例というのは、あくまでも第１条でうたってあるのは、市議会議員及び市長並びに副市長ということが対象であろうというふうに思っております。

よって、この改正案のままでいいのではないかというふうに思いますし、また、市民については、第２条の第２項でしっかりと市民の責務ということであってございしますので、私はこれで結構ではないかなというふうに思います。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければお諮りいたします。

まず、八代市政治倫理条例第１条については、改正案のとおり改正することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） ただいま、異議があ

りましたので、これより採決いたします。

八代市政治倫理条例第1条については、改正案のとおり改正するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(村川清則君) 挙手多数により、改正案のとおり改正することに決しました。

それでは、第2条について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員(亀田英雄君) これについては、2の入っという確認とですね、同じ文言が最後の部分で、「影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない」、この辺の言葉遣いはこれでよかですかね、と思うんですが。どんなでしょうか。

○委員(成松由紀夫君) この文言についてもしっかりと精査してあると思いますので、先ほどの1条、2条にまたがって議論がなされたと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長(村川清則君) 1条で議員と市長、第2項で市民の責務ですから、まあ、問題は一つ。

○委員(橋本幸一君) 先ほどの現行の部分の、「市民も市政に対する正しい認識と自覚を持ち」という、その部分は先ほど言いましたように、この市民の責務という分野に入ってくると思いますので、第2条の議員及び市長並びに市民の責務というこの部分の中で、この部分をうたいながら、この2の部分でですね、ちゃんとうたい込めであるというのは、すんなり市民からもわかりやすい部分かなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長(村川清則君) ほかに質疑は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) なければ、お諮りいたします。

八代市政治倫理条例第2条については、改正案のとおり改正することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、第3条について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員(亀田英雄君) ここにコメントという形で出したんですよ。冒頭に申し上げました。「市民全体の代表者として」を挿入するのは可として、名誉という部分が必要なのかと。名誉という部分はそぐわないのではないかと。公平は必要であるということで、廉潔と公平を損なうでよいのではないかという意見を申し上げました。

それを「廉潔と公平を損なう」を「品位と名誉」という、あえて変えなければならない理由とですね、その責任を明らかにしなければならないとする理由は何かということも申し上げたかと思います。

その2点について質問いたします。

○委員長(村川清則君) ちょっと小会していいですか。

(午前11時33分 小会)

(午前11時37分 本会)

○委員長(村川清則君) 本会に戻します。

どなたか質疑ありませんか。

○委員(古嶋津義君) 今、第3条の第5項がありますが、「市全体の代表者として品格と名誉を損なう」という文言になっておりますが、(「品位」と呼ぶ者あり)これを「品位と公平を損なう」に訂正したらいかがだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長(村川清則君) あと質疑ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければお諮りいたします。

八代市政治倫理条例第3条については、3条5項の「市民全体の代表者として品位と名誉」とございますけれども、「品位と公平を損なう」というふうに改正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員（亀田英雄君） 正式に提出せんちゃよかったですか。この案ていうとは。言うたばかりのところで認めていくわけですか。会議の進め方として。

○委員長（村川清則君） 小会します。

（午前11時39分 小会）

（午前11時42分 本会）

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

5項については、「品位と公平を損なう」というふうに変えるということで、異議なしということでした。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） そのように決しました。

2の「その責任を明らかにするよう努めなければならない」を、「その責任を明らかにしなければならない」というふうに変えとございますけれども、これについては。

○委員（橋本幸一君） これは、これまでの「努めなければならない」という努力規定よりはもうちょっと重くといいますか、その文言の場合、どういう文言がいいかなということで、その責任を明らかにしなければならないと

いうことで、もう少しこれまでの努力規定より義務規定みたいな感じで、文言を変えようということになった次第でございます。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 今回の改正案の肝はですね、努力規定を義務規定にしっかりとみずからがおのれの襟を正すというのが一番肝でありますので、「努めなければならない」を「しなければならない」と、これが議会からのメッセージじゃないかなと思いますので、そのままお諮りいただければというふうに思います。

市民の皆さん、大変ここの努力規定か、義務規定かというところが一番関心が多い話題でございますので、よろしくお願いしますと思います。

○委員（亀田英雄君） 前回のもともとの案ですたいね。その責任を明らかにするように努めなければならないということで制定されとつてですが、そこに至った経緯がやっぱりあると思うとですよね。上位法とか何とかと関連性がある。だけん、このような結果に落ちついたというふうに考えるんですが、その責任を明らかにしなければならないということで断言して、何か与える影響というとは、どこかに諮って聞き合わせるって作業はせんでもよかったですかね。文書統計課とかですたい。（「法的な話か」と呼ぶ者あり）法的なところに引っかかるちゅうことは検討せんでもよかったですかね。

○委員（橋本幸一君） 完全に、今回はたたき台ということで上げておるわけございまして、たたき台だけん。（委員亀田英雄君「たたき台ですか」と呼ぶ）結局、皆さんでこれをもみましようちゅうことで1つの案を提案しておるわけで。結局、前回、議運で視察に行ったときに、努力規定から義務規定に変えてる市議会もあったということで、このみずから、先ほど成松委員も言いましたが、襟を正しながら倫理の分野でですね、しっかり市民の負託に応える

という、そういう思いの中で努力規定を義務規定にということでやったわけでございます。

ある程度、法的な部分というのは、その辺も当然視野に入れながらということであるわけで、他自治体も行ったとき、ちゃんとした法規的な部分についても検討しながらということも言われたわけで、この辺については問題ないだろうという、その辺の思いで今回は提案させていただいたということであります。

○委員（成松由紀夫君） 今、橋本委員が言われたのが全てなんですが、この日程については議運の視察をする折にもですね、しっかり法的な部分であったりとかという、根拠は精査した上で視察先を厳選して皆さんで、きょうおられる方はほとんどだったと思うんですが、視察していただきました経緯もでございます。

それと、法的な見解、そういうものも憲法に違反するような過度な文言は何も入れておりませんので、何ら支障はないというふうに重ねてお話ししておきたいと思います。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 表現的にはそんな感じはいたしますが、手続上としてですよ、たたき台ちゅう話もあったもんですけん、今話ばあえてすつとですが、そういう作業ばやっぱり織り込まんちゃよかったらうかなという心配からの意見ですのでよろしくお取り計らいください。

どげんすればよいかというのはもう、言えば、役所の文書統計課とか全国議長会に問い合わせるとか、どこかの裏づけばとるとかですよ。このような文言は支障ないかっていうことの裏づけをとる作業は必要ないですかという意見なんです。

○委員長（村川清則君） 小会します。

（午前 11 時 47 分 小会）

（午前 11 時 49 分 本会）

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

ほかに。

○委員（亀田英雄君） 私が今言った話、問題ないという解釈ならば、もうそれはあえて申しません。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、お諮りいたします。

八代市政治倫理条例第 3 条については、（５）「廉潔及び公平を損なう」という文言を、「市民全体の代表者として、品位と公平を損なう」に変えて、２項の「その責任を明らかにするよう努めなければならない」を、「その責任を明らかにしなければならない」というふうに改正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、第 15 条について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 冒頭にコメントという形でもう一遍に出したもんですけん、あえて重ねて申し上げたいと思います。

３親等、２親等の話なんです、なり手不足が問題視されるということが改正案の理由になつとりますので、なり手不足ということはなく、現在のままの３親等でよいのではないかとということでございます。

前回、改正時さまざまな議論があつてこのような文言に落ちついたと聞く。今回、このような細かいことを定めるのであれば、法的に問題はないのか、専門的な話を聞くことが必要ではないかということで、上位法との整合性も図って確認していくことが必要ではないかというふうに考えます。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 地方議員のなり手不足ということについては、幸いに、前回の八代市議会議員の選挙は、大分立候補が多くてですね、厳しい戦いでありましたものの、ほかの地方都市を見てみますと、なり手不足というのが顕著にあるというふうに認識をしております。

その中で、3親等というのは、いわゆるおいとかめい、そういうところまで——配偶者もですが、おいとかめいの配偶者までいきますし、そこまでしたら、職業の選択の自由とかいろいろありますので、もう少しこの辺のところは緩めたほうがいいんじゃないかなという、そういう思いで提案をした次第であります。

○委員（成松由紀夫君） 先ほど橋本委員からもありましたように、いわゆるこの努力目標ということは、ざる法になりやすいというようなことも右側に書いてありますが、やはりしっかりとですね、義務規定という位置づけで襟を正しながら、また、この市の工事などに関する事項でありますので、こういったところというのは非常に市民の皆さん関心も多うございます。

そういうことで、先ほど申しましたとおり、議運の視察させていただいた先進地の中の文言等精査して、また、先ほど法的に問題はないのかというのとですね、コメントの中で、視察のときも裁判のことを心配されて話をされた。裁判の話は一切そこは出てないんですけども、私的な中で、裁判の話を誰か議員さんがされてたのかもしれませんが。上位法との整合ということも会派の中でしっかり精査した上で、これは過度な文言ではないというようなことが礎の中でも含めてしっかりと議論した上でのことですので。

先ほど亀田委員が整合も図って確認ということですが、改正案につきましては、しっかり精査して、裏づけと根拠とといいますか、そういったものも精査した上での提案となっておりますので、お取り計らいのほどよろしくお願い

いたします。

○委員（橋本幸一君） 先ほどの2親等の件ですが、やはりほかの自治体についても非常に2親等が多いということで、先ほどまた古嶋副委員長も言われたんですが、非常に範囲が広くなり過ぎて、対象者が余りにも多過ぎになってくると。それについて、職業の選択とか、それにもろもろを考えたとき、そこはもうちょっと2親等ぐらいまでに絞ったほうが、ほかの自治体と同一歩調をですね、したほうがこれはいいんじゃないかという、その辺も議員のなり手不足以外にもですね、その辺も含めての、今回の3親等から2親等に変えた部分でもあります。

○委員長（村川清則君） 今、なり手が八代市の場合が多いから、現在はそうだからいいだろうっていうことじゃなくて、あと10年、20年恐らく続くんでしょうからという意味です。

それと、第15条の現行の2項と3項は自動的にこれが可決されますと、5、6ということになって残るということになりますので、よろしくお願いします。

○委員（亀田英雄君） 2、3が5、6になっちゃうんですね。

○委員長（村川清則君） はい。法的な根拠とか、先ほどあれがありましたので、そこまで説明しときますか。

小会とらんちゃよかですか。

○議会事務局次長（増田智郁君） 大丈夫です。

失礼します。議会事務局増田です。

ただいま政治倫理条例の審議の中で、第15条につきまして、法的根拠等の確認がございましたので、私のほうから市の文書統計課のほうに確認をいたしました内容につきまして報告のほうをさせていただきたいと思います。説明につきましては着座にて行わせていただきます。

○委員長（村川清則君） どうぞ。

○議会事務局次長（増田智郁君） まず、本条例につきましては、第1条にもうたっていますが、政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めたというのが大前提でございまして、今回の第15条のほうで、ほかの条例と違いまして、大幅に改正点が書いてございます。

その中で、ポイント的には、3親等を2親等、それと、努力規定を義務規定というようにところが大きく提案されているのではなかろうかというふうに捉えております。

今回の自民党会派からの改正案における義務規定等につきましては、結論から申しますと、憲法に違反するような過度な制約とは言えないというような見解が出ております。その裏づけとなる理由のほうを御説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、平成26年のある市の最高裁の判例におきまして、2親等内親族企業が請負契約等を辞退しなければならず、当該議員は辞退届を徴して提出するよう努めなければならない旨を定める2親等の規制と、2親等規制は憲法21条——これは議員活動の自由というところでございますが、に違反するとは言えず、憲法22条第1項及び29条に違反するとも言えないという判例が出ております。

このような判例から、まず2親等規制の目的は、議員の職務執行の公正の確保及び議会の公正な運営と市政に対する市民の信頼の確保にあり、その義務を履行しなかった場合、辞職勧告等の措置を受け、議員活動の自由についての事実上の制約が生じることはあるかもしれませんが、議員の地位を失わせるなどの法的な効果や強制力を有さないことから、先ほど申しました憲法21条1項議員活動の自由に違反するものではないと解されております。

次に、請負契約等についてに関してなんです、2親等規制が2親等内親族企業であつても、入札資格を制限されるものではないという

ことございまして、請負契約等を辞退しなければならないとされているものの、制裁を課するなどして、その辞退を法的に強制する規程を設けておらず、2親等内親族企業が請負契約等を締結した場合でも、当該契約が無効となるものではないことなども考慮した上で、当該経済活動についての制約は正当な目的を達成するための手段として必要性や合理性に欠けるものではないということから、憲法22条第1項及び29条経済活動の自由に違反するものではないというふうに解釈がなされているところでございます。

以上でございます。

○委員長（村川清則君） 法的根拠ということ、この改正案についても別段問題はないということでございます。

12時過ぎましたが、いかがでしょうか。

（「続けましょう」と呼ぶ者あり） 続けていいですか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

それでは、ほかに質疑。

○委員（亀田英雄君） 今の事務局の説明の中で、この条例を定めても憲法で保障された権利というものは保障されるということだったかな。行政用語で言うけん、ちょっとようわからんけん、もうちょっとかみ砕いて話ばしてもらえば。（「強制力がない」と呼ぶ者あり）

○議会事務局次長（増田智郁君） 先ほど申しました、おっしゃるとおり行政用語が多かったもんですから、もうちょっと申しますと、まず、2親等の規制ということですね、2親等規制はだめなのかというようなところでございますけども、2親等の目的というのは、議員の職務執行の公正とか議会の公平な運営と市民の信頼の確保のためにしてありましてですね、この2親等ということで、その義務を履行しなかった場合というのは、辞職勧告等の措置は受けられたりとか、議員活動の自由について事実上の制約は生じるかもしれませんが、憲法の議員

活動の自由に反するものではないと、強制力はないと。そういう議員の地位を失わせるなどの法的な効果や強制力を有しないということで、憲法違反ではないというのが1点でございます。

それと請負契約のところでございますが、2親等以内の親族であっても、入札自体は制限されるものではないと。今回の中で、請負契約を辞退しなければならないとされているものの、それに対してしなかった場合、制裁を与えるなどとして、その辞退を法的に強制する規程は設けておらず、仮にされていたとしても、その契約が無効となることではないことから、その部分についても憲法に違反するものではないというような解釈でございます。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） わかりました。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 15条の3項の（1）から（3）ですね。これはどういう考えで、何かを引用されたのか、そのあたりを詳しく教えていただければと思います。

○委員長（村川清則君） 3項の。

○委員（大倉裕一君） （1）から（3）ですね。議員が、その経営方針に関与している企業、議員が報酬を定期的に受領している企業と。

○委員長（村川清則君） これは。

○委員（成松由紀夫君） これは、そのまんまの文言であるのですがけれども、熊谷か下野のほうを精査した中で、どちらかだったと思います。（委員橋本幸一君「下野」と呼ぶ）の文言を引用しているような流れであったと記憶しております。

○委員（大倉裕一君） 引用されるに当たって、どこかに確認をされたということはないんですかね。（「視察行ったとき」と呼ぶ者あ

り）視察はわかるんですが、法的にこれを確認として、例えば5分の1とか数値的に問題ないとか、そういったところの確認はされとるとかなというところを単純にお聞かせいただければ。

○委員（成松由紀夫君） そこも、先方を視察に行く前に精査をしてる部分があったので、法的にも何ら過度な問題ではないというような認識でございます。条例として運用されとったとすけれども、後は代表からまた。

○委員（橋本幸一君） 先ほど成松委員が言ったように、議会運営委員会で視察に行ったとき、そのときの制定されるいきさつから現状に至るまで、経緯も説明いただき、そして、今この条例がこの市ではちゃんと運用されているという部分を確認の上で引用させていただいたということでございます。

これにつきましては、たしか革新系の議員さんがかなり頑張ってされたということで、非常に参考になったと私も記憶しております。

以上です。

○委員長（村川清則君） 下野市じゃなくて、熊谷市ですか。

○委員（橋本幸一君） 熊谷やったか。済みません。訂正いたします。熊谷市です。

○委員（成松由紀夫君） 熊谷で今、訂正があったんですが、大変現場の革新系の議員さんから丁寧に説明いただいて、そういったことでですね、これは何ら問題ないというのがあります。

それと、先ほど亀田委員から質問が事務局か委員長にあった中での法的な問題ですがけれども、そこは法的にいい、悪いというのはあくまで判例、先例の話でありますので、実際は、裁判になっていくようなことになり得ると思います。仮にそういうことがあれば。裁判の流れでもむっようなことがないようにですね、八代の場合はしっかりとみずからおのれが襟を正し

て、自粛、辞退、そういったもろもろもしっかりとやっていくべきだというふうに考えておりますので、議事進行のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければお諮りいたします。

八代市政治倫理条例第15条については、改正案のとおり改正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、第16条について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 冒頭に申し上げましたが、繰り返し申し上げます。

議員による行政の私物化を防ぐということの意味がわからない。何のための制定、何を補完するのかということについて伺いたい。

○委員（古嶋津義君） 冒頭にも申し上げましたが、議員が企業の役員等については届出をしたほうがいいんじゃないだろうかという思いでありますと同時に、私が当時、体協のNP法人の顧問でありましたが、違反ではないという地方自治法の解釈でありましたものの、皆さんからたくさんの御意見、疑念を持たれるようなことがありました。

ここはしっかり、このような届出をして、何の役員をしとらすか、その辺のところも明確に

やっぱりしていかなければいけないだろうというふうに思って御提案をしたところであります。

○委員（橋本幸一君） この第15条をしっかりと担保するためには、この16条というのは当然必要な部分と私は覚悟しています。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければお諮りいたします。

八代市政治倫理条例第16条については、改正案のとおり改正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、本日お諮りした内容のとおり八代市政治倫理条例を改正したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、本改正案につきましては、対象範囲として、市長、副市長も含まれますことから、これから執行部の関係課かいと協議を行い、内容を精査した上で上程する流れとなりますので、その協議が終わるまでしばらくお時間をいただきたいと思います。

そのほか、倫理に関する諸問題の調査に関して何かございませんか。

○委員（成松由紀夫君） 議会の関係の政治倫理条例については、きょう一定の結論を見出したとは思いますが、職員さん方の倫理、私が3

月に一般質問をさせていただいたんですが、やはりメンタル的な問題であったり、職員救済のですね、手を差し伸べるような窓口が4つありますけれども、最終的に人事課のほうでいろいろやっていく上ですね、どうも職員の倫理条例なるものが他自治体には制定されているけれども、八代市ではそこがないということと、抜け穴があるかのような気がいたします。

そういったことも当然質問の中でやりとりもしたんですが、これは倫理に関する特別委員会ですので、そういった市の職員さん方ですね、現状も踏まえて、職員倫理条例についても一定の考え方というか、議論というか、そういったことが必要ではないかなというふうに思います。

本日そこに入るというのはなかなか難しいとは思いますが、また正副委員長のほうで御一考いただいてですね、また周知いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（村川清則君） ただいま意見がございました職員の倫理に関することについては、事務局及び執行部と調整が必要かと思っておりますので、後日御協議、御審議いただきたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

今回の会議日程については、執行部との調整等に時間を要すると思っておりますので、準備が整い次第、開催日程については各委員に連絡させていただきますと思います。

そのほか何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で本日の特別委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって倫理に関する特別委員会を散会いたします。

（午後0時12分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年7月17日
倫理に関する特別委員会
委員長